

## 「さんかく塾」レポート

滋賀県立男女共同参画センターでは、男女共同参画の基礎から社会の変化に即した今日的な課題まで、県民の皆様の実践に役立つ講座「さんかく塾」を実施しています。

今回は、「さんかく塾第3回課題編」についてレポートします。



### 「さんかく塾」課題編 第3回 8月29日（土）

#### 「一歩先行くキャリアデザイン」 ～性別による役割分業を解消するために～

講師：川口 章さん（同志社大学政策学部教授）

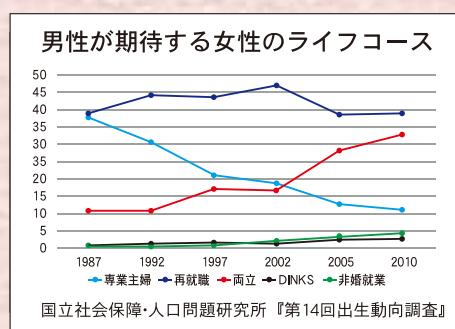
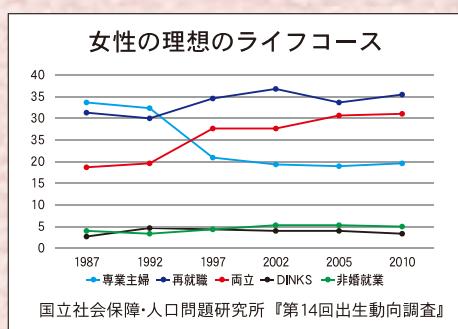


#### ■ さまざまな男女格差 ■

社会の中には、さまざまな男女格差があり、O E C D（経済協力開発機構）の2011年のデータによると、日本女性のアンペイド・ワーク※は男性の約4.5倍であり、家事や育児を担うのは女性が多いという実態が浮かび上がります。既婚だけをとってみれば、7～8倍ではないかと考えられます。

3歳未満の子のいる女性の就業率は、O E C Dの2015年のデータによると、オランダやスウェーデンが70%を超えるのに対し、日本は30%です。

一方、男性を100とした場合の女性の賃金を国別で比較すると、デンマーク・フランスは90近くあるのに対し、日本は約70です（H22年度男女共同参画白書）。男女間賃金格差の原因は、厚生労働省「賃金構造統計調査」から推定すると、1990年～2000年にかけて、就業形態が大きく変化し、パート労働に携わる女性が増え、平均勤続年数も女性の方が短く、そのため管理職に占める割合も少ないと等によると考えられます。また、「女性の理想のライフコース」と「男性が期待する女性のライフコース」について尋ねると、男女とも再就職が最も多くなっています。



(ライフコースの選択肢)

- 専業主婦（結婚・出産退職、その後専業主婦）
- 再就職（結婚・出産退職、その後再就職）
- 両立（結婚・出産後も仕事を続ける）
- DINKS（結婚後も仕事を続けるが、子どもをもたない）
- 非婚就業（結婚せず、仕事を続ける）

※アンペイド・ワーク：無報酬労働、無償労働、不払い労働などと訳されており、いわゆる“ただ働き”の労働を意味する。

領域的には育児・介護・家事等の家事労働、ボランティア、農作業・自営業等の家族労働に多く見られ、市場経済の外で行われる人間の生命維持・再生産にかかわる自給自足性の強いもの。（出典 公益財団法人 日本女性学習財団 キーワード・用語解説）

そのため、子どもにつけさせたい能力にも男女により違いがあります。女子につけさせたい能力は「家事能力」・「やさしさ」が多く、男子は「たくましさ」・「リーダーシップ」が上位を占めています。

(平成26年度京都市「男女共同参画に関するアンケート報告書」)

## ■性別による役割分業を解消するための政策■

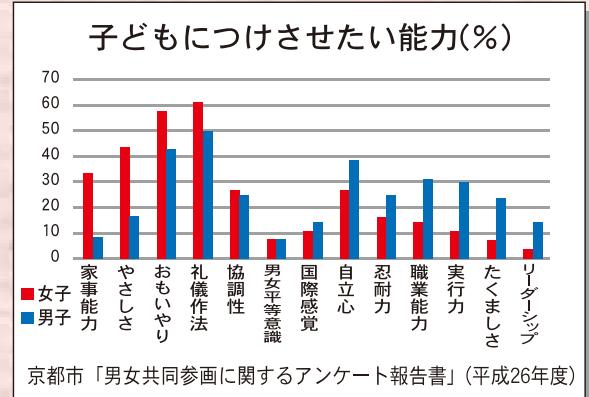
仕事と育児の両立を支援する政策として、育児・介護休業法があります。子育てや介護など家庭の状況から時間的制約を抱えている時期の労働者に対して仕事と家庭の両立支援を進めていくことを目的としています。ただ、現状としては、女性がこの制度を利用していることが多いです。

次世代育成支援対策推進法では、雇用主・事業主が子育て中の労働者への支援のための行動計画を作成し、従業員に知らせなければなりません。現在約37,000社が計画をHPで公開しています。

職場における男女平等政策として、男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）があり、今年は、制定30年になります。しかし、総合職・一般職のコース別人事※により、管理職へつながるのは男性が多いというのが現状です。

今年、8月28日に女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）が成立し、9月4日に公布されました。これは、10年の时限立法で、雇用主・事業主は女性活躍推進のための行動計画の作成や女性の職業選択に資する情報の定期的な公表が義務づけられています。

(この要旨は、講演の内容の一部を当センターでまとめたものです。)



### «川口 章さんの著書»

#### 「日本のジェンダーを考える」

就職、結婚、子育て、働き方に悩む女子へのメッセージ。  
男子も必見。

(有斐閣選書)

#### 「ジェンダー経済格差

##### —なぜ格差が生まれるのか、克服の手がかりはどこにあるのか—

雇用制度と性別分業とビジネス慣行の相互依存構造を明らかにし、革新的企業によるワーク・ライフ・バランス社会実現の可能性を探る。

(勁草書房)

※コース別人事：コース別雇用管理とは、雇用する労働者について、労働者の職種・資格等に基づき複数のコースを設定し、コースごとに異なる配置・昇進、教育訓練等の雇用管理を行うシステム。

(出典 厚生労働省雇用均等・児童家庭局／都道府県労働局（雇用均等室）HPコース別雇用管理の留意点より)

## 「G-NET しが」とは…

滋賀県立男女共同参画センターの愛称で、「Gender-Networkしが」の略。

ジェンダー※問題を見据えて、男女共同参画のネットワークを広げていこうという思いをこめたものです。

※ジェンダー：「社会的・文化的に形成された性別」(1996年男女共同参画審議会答申「男女共同参画ビジョン」より)をジェンダー(gender)と言う。具体的には、「女らしさ」「男らしさ」といった社会概念、そしてそれに基づく役割や行動様式、各人に内面化された心理的な特性などを指す。

(出典 公益財団法人 日本女性学習財団 キーワード・用語解説)

滋賀県立男女共同参画センターでは、県内の各市町担当職員や教職員等を対象として、男女共同参画を進めるための研修の機会を提供しています。

## 市町男女共同参画担当職員研修

4月15日（水）・5月15日（金）・6月12日（金）（連続講座）

市町の行政職員が男女共同参画について学び、情報交換し、連携を深めながら、共によりよい施策展開が図られることを目的に開催しました。

講師：石阪 督規さん（東京未来大学教授）

内容：第1回「地域課題を解決に導くために」

～担当者が理解しておくべき、男女共同参画の意義～

第2回「実践事例から学ぶ男女共同参画の視点を活かした地域づくり」

第3回「誰もが住みやすい地域をデザインする」

～ワークショップをとおして地域課題を把握し、新しい事業を構築する～



第3回 ワークショップの様子

〈参加者のアンケートより〉

★男女共同参画とは、いろんな選択肢があつていいんだという言葉に共感し、これから仕事をする上で勇気づけられました。

★男女共同参画はそれぞれの多様性を認め合うことだと解りました。

## 教職員さんかく講座 8月6日（木）

教職員が男女共同参画社会づくりに向けた学校教育等の役割を認識し、日頃の教育活動に生かすことを目的に実施しました。

第1講 講師：あかた ちかこさん（関西学院大学非常勤講師）

内容：「子どもからのSOS」～児童虐待防止のための支援について～（DVは児童虐待です）

第2講 講師：伊田 広行さん（DV加害者教育プログラム・NOVO運営者、NPO法人SEAN理事）

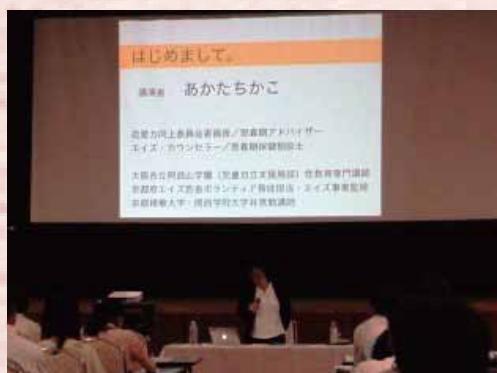
内容：「デートDV防止に向けて」

〈参加者のアンケートより〉

★支配される・する関係から、DV、いじめ、虐待が起こることをわかりやすく学ぶことができた。

★自分自身の恋愛観を見直し、生徒に対して自分の誤った恋愛観を押しつけていないか見直す機会になりました。

★DVとは身近なことなのだとということを忘れず、生徒をよく見て接していきたいです。



第1講 あかうちかこさん 講演の様子



第2講 伊田広行さん 講演の様子